

## 6. 表現の保証と安全確保

公立ホールでは、これまで貸館を中心とした運営が行われてきた結果、主に管理やメンテナンス業務を行うホール付きの舞台技術者が配置されてきたという経緯がある。

従来の公立ホールの考え方は、「場」を提供するだけという考え方方が主体であった。そこで、個々の上演作品の演出や表現に関わる業務、プランニングはもちろんのこと、仕込みやセッティングや舞台設備の操作は「制作・上演」側が行うことであり、ホールの舞台技術部門は、管理業務の一環として「立ち会う」だけということが往々にして行われてきた。

直接に個々の表現のための作業には関わらなくとも、「制作・上演」団体が様々の演出表現を行うことを可能にするよう支援することも、ホール付きの舞台技術者にとって重要な役割であるといえよう。

一方、舞台技術にとって重要な要素に、安全の確保がある。舞台技術の業務は高所作業をともない、電気を扱う。さらに、舞台設備は操作を誤ると、本人だけでなく他のスタッフや出演者、さらに観客にも相当に危険が及ぶおそれがある。そこで、施設内の事故を防止するため、設備や機器の使用状況を把握し、助言し、場合によっては利用方法について制限を行うことも、ホール付きの舞台技術者にとって重要な業務である。

ホールにより、施設の構造や舞台設備や備品の内容や仕様は異なり、あるホールでは安全に行える表現手法であっても、別のホールでは危険を伴いかねない場合もありうる。その際に、いかにして安全を確保して必要な表現を行うか、施設や設備を熟知しているホール付きの技術者はたす役割は重大である。

ホールは不特定多数の人が集まる施設であり、消防法上、最も厳しい規制が行われている建築物である。ただし、消防法上では、原則として禁止する行為をあげた上で、充分な安全が確保されている場合に限り、規制が緩和されることがある。

原則として禁止される行為には、舞台上での裸火や可燃物の使用、誘導灯の消灯など、演出では、往々にして要求されることが多い。このような行為を禁止行為であると一律に禁ずるのではなく、演出が求める効果を十分に制作者や創造団体側の舞台技術者と検討し、協議した上で安全対策を行い、許可を得た上で実行することがホール付きの舞台技術者の果たすべき役割ではないだろうか。

このように、演出表現の可能性と安全の確保を両立させることが、公立ホールの舞台技術部門にとって、重要な役割であるといえよう。